

第1回平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会 会議要旨

1 開催日時

平成30年7月30日（月）14:00～16:00

2 開催場所

広島国際会議場3階 研修室2（広島市中区中島町1番5号）

3 出席者

(1) 懇談会委員（50音順）

氏名	団体名・役職
高妻 洋成	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 埋蔵文化財センター長
佐久間邦彦	広島県原爆被害者団体協議会 理事長
鈴木 康之	県立広島大学 教授
多賀 俊介	広島平和記念公園被爆遺構の保存を促進する会 世話人代表
福島 偉人	一般財団法人日本造園修景協会広島県支部 副支部長
三浦 正幸	広島大学 名誉教授
箕牧 智之	広島県原爆被害者団体協議会 副理事長

（計7名、欠席者なし）

(2) 事務局

市民局長、国際平和推進部長、被爆体験継承担当課長、主幹、主査（計5名）

(3) 関係部局等

広島市市民局文化スポーツ部文化振興課文化財担当課長（1名）

公益財団法人広島市文化財団文化科学部文化財課学芸員（1名）

4 議題

(1) 座長・副座長選出

(2) 平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備検討の概要について

(3) 試掘場所の提案について

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴人の人数

7名

7 会議資料名

(1) 事務局提出資料

- 平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会 名簿
- 第1回平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会 配席図
- 資料1 平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会開催要綱
- 資料2 平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会の公開に関する取扱要領
- 資料3 平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備検討の概要について
- 参考資料 平和記念公園の名勝指定について

(2) 委員提出資料

- 平和記念公園被爆遺構発掘・保存・展示候補地（案）（広島平和記念公園被爆遺構の保存を促進する会 2018年7月30日）

8 議事要旨

(1) 座長・副座長選出

(事務局) お手元の資料1を御覧ください。「平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備に関する懇談会開催要綱」第4条第1項の規定により、委員の互選によって座長及び副座長各1人を定める必要があります。どなたか御推薦はございませんでしょうか。

(鈴木委員) 文化財の御専門の三浦委員に座長を、遺構の保存について経験がおありの高妻委員に副座長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) ただいま、鈴木委員より、座長を三浦委員に、副座長を高妻委員をお願いしてはとの御意見がございましたが、いかがでしょうか。

(多賀委員) 私もどこかに加わらせていただければと思います。

(事務局) 座長、副座長という形でしょうか。

(多賀委員) 座長、副座長になると、今日、場所の提案とかするのですが、そういったことが難しくなるということでしょうか。

(事務局) そういったことはございません。ただ、座長は基本的に議事を進行していただく役になりますので、議事を進行しながらとなると難しいかとは思いますが、よろしゅうございますか。

(委員からの意見なし)

(事務局) それでは、鈴木委員の御提案により、座長を三浦委員に、副座長を高妻委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

《一同、承認》

【懇談会としての意見（総括）】

◎委員の互選により、座長に三浦委員、副座長に高妻委員を選出した。

(2) 平和記念公園における旧中島地区被爆遺構の展示整備検討の概要について

○事務局及び関係部局等より説明 [資料3]

○質疑応答

(多賀委員) 先ほどの平成30年度のスケジュールなんですけど、まだ未確定かどうかは分かりませんが、9月、第2回懇談会の「試掘調査を行うエリアについて」という項目ですが、例えば何か所かとか、これくらいのエリアだとかということもあらかじめ出していただいたら、そして予算的にはどうなのかとか、そういうことももう少し詳しく出してもらっておったら、考えやすいのかなと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 本日の議論にもよるところではございますが、概ね委員のおっしゃるような方向で出せればと思っております。

(鈴木委員) 今後の計画を伺いますと、試掘調査をするということが前提になっておるようなんですけれども、本当に調査をする必要があるのか。というのは、被爆直前の日常生活というものを分かりやすく展示することは十分理解できるんですけども、考古学の専門から言いますと、発掘調査というものは非常にリスクが大きい。今回も資料3のところに「遺構の劣化・風化」とありますとおり、1回発掘調査をしてしまうと、掘り出した遺構を保存するというのは極めて難しいので、考古学的には掘らないで済むものは掘らないほうがよい。では、それをどういう形で今後の整備に結び付けるかというところ、今御説明いただきましたけれども、(平和記念)資料館(本館)の地下の発掘調査はもう既に行われておりますので、例えば現在整理中だとは思いますが、その成果というものを十分に検討して、例えば資料館の地下の発掘調査成果を何らかの形で展示するなり公開することによって、もちろん現地に既に遺構はないと思うんですけども、それを何らかの形で活用することによってその目的の一部を果たすことができないかとか、そういった議論がまず必要ではないかと思うんです。それで、試掘調査もやむ

を得ない、試掘調査が最も望ましいということであれば試掘調査の方に移るとというのが順番かなと思うんです。

(三浦座長) それについては私からお答えしてもよろしいでしょうか。今、鈴木委員がおっしゃったようなことをどうするかということはこの委員会で決めるのでございますので、これからゆっくりと、それにつきまして議論したいと思います。

(佐久間委員) 資料3の2の「展示整備に当たっての課題」の「国の名勝指定」に、「平和記念公園は、「公園」として国の名勝に指定されており、現状変更するには、被爆遺構を平和記念公園の機能の一つとして位置付けるという視点での検討が必要」だということなんですが、具体的にこれはどう関係があるのか教えていただきたい。

(事務局) 平和記念公園は国の名勝に指定されておまして、現状変更という、形を変えることに對して国等の許可が必要となるということをございまして、それをするに当たって、先ほどの鈴木委員のお話にもあったんですけども、被爆地ヒロシマとして被爆遺構の展示整備というものが絶対必要であるという強い意思の下に事業を進めるということと、あと、平和記念公園の役割の一つとして被爆の実相を伝えるためにこういった展示整備が必要であるという整理をしなければならぬという意味でございます。

(多賀委員) 先ほど鈴木委員の話で、掘らなければ掘らないほうが壊されないという御意見もあったんですけども、全体のスケジュールについて、今回の資料では平成31年度のスケジュールが出ていますが、最終目標地点がどこになるのかによっても関わってくることになると思いますが、いかがでしょうか。何年度のいつに完成するというのですか。

(事務局) 先ほどの説明でも若干申し上げたんですけども、本市としてもそこはできる限りスケジュールを前倒しして、可能であれば被爆75周年の平和記念式典までに遺構を公開できればよいと思っています。ただ、発掘した被爆遺構の状態とか、整備の規模とか、整備の内容とか、これから詰めていかなければいけないことがたくさんありまして、そういった不確定事項がたくさんある中で、今現在スケジュールを明確に示すことは難しいという状況でございます。

(高妻委員) あと2年でということですよ。通常私どもで遺跡の展示公開ということをする場合には、その展示公開ができるかどうかという判断をまず整理をします。それは何かと言いますと、再三出ていますけれども、発掘された遺構というのは土の中であって、表に出ますので、当然水分の状態でありますとか、中に含まれているいろんな遺物の状況と言うのが変わってしまいます。そうすると、かなり、遺物そのものについては劣化が急激に進行しますので、これは取り上げ(※)ざるを得ないんだろうなと。どこまで取り上げるのかという話になりますと、昨年でしたか、広島市でいろんな遺物を見せていただきましたが、遺構の破片というものがやっぱり遺物としてある。そのつど、それは遺構ですので、(そのまま)置いておかなければいけないのかどうかということも入ってくる。そうすると、現状でそのまま置いておくというのが本当に可能かどうかということを見極めていかないといけない。通常我々が展示できるかどうかという見極めをするときには、最低でも1年半くらい、だいたい通常で2～3年の環境調査をやった上で、問題点を洗い出して、それで、できるかどうかを判断する。できるのであれば、どういふところを乗り越えていかないといけないのか、やったとしても将来どういう問題が出てくるのかということを見据えた上でやっていく。これは、今までの中では、どちらかという、いっぺんやってみようよと、実験的にやってみようよというような取組で、1980年代ぐらいからやられていたんですが、大半がやはり、経験的にやったことですので、うまくいっていない部分が非常に多いです。そういうところに税金を投入してやる、あるいは将来にわたってそういうことを示していきたいということをするときに、物が壊れていく状況を見せるということ、非常にこれはマイナスイメージになってくると思いますので、かなり時間をかけて、慎重にその判断をすべきだろうなと思います。

(三浦座長) 今日はそのへんも含めまして、皆様方に御意見をいただこうと思っております。

【事務局注釈】

※取り上げる——脆い遺物が壊れることのないよう、液体窒素等を使って遺物を固まらせ、保存すること。

○意見交換

(三浦座長) 最初に、今回この被爆遺構を発掘して、それを展示するというのが果たしているのかどうかも含めまして、若しくはそうするために、その展示をする必要性についての御意見と、それからまた、その展示をした場合にどういう課題があるか、それについての御意見、また逆に、そういった発掘をして展示をする必要はないんじゃないかと、そういう御意見もあると思います。それらを含めまして、今から皆様方にしっかりと議論していただきたいと思います。

では、発言なさりたい方から順番にお伺いしたいと思います。基本的にはこの展示をする必要があるのかどうか、これを最初に明らかにしたいと思うのです。また、同時に、逆にその必要性に対して疑義があるとき、課題があまりに大きいことについての慎重な意見も併せていただければよいと思います。ぜひとも忌憚のない御意見をいただきたいと思います。いかがなものでございましょうか。

(多賀委員) 今の三浦座長から慎重なというお話もありましたが、私のほうはとにかく、これはもうやるんだという、広島市はこれはやるんだということを決めているので、じゃあ応援しようというところからのスタートなんです。

(三浦座長) それに対して、展示の必要性、なぜ必要なのかということ議論したいので、お願いします。

(多賀委員) (平和記念) 資料館(本館)の地下の発掘を見た時に、本当にその、一発の原爆で、本当にこの地域の人たちが、本当に一般庶民の人が、本当に辛い思いをしながら亡くなられていったということが、直接その、その現場で見ることができる。(平和記念) 資料館の中の展示品、資料ではなく、現場で見ることができるの意味が非常に大きい。それは、世界中にいろんな遺跡がありますが、皆さんも現場に行ってみないと分からないことがあると思うんです。これはつくづく思っているんで、技術的にいろんな難しいことがあるということは、ある程度私も少しは勉強していますけれども、やっぱり現場で、やっぱり世界中の人がここに来られていて、現場で、ここで、こういうことを見る、ああそうかということを見てもらえるということが、本当に、ある先生がおっしゃったんですけども、世界遺産的な、やっぱり原爆ドームを間近で見ると同じような大きなインパクトがあると思っていますので、ぜひともそのことを可能にしたいなと思っています。

(三浦座長) 議論を効率よく行いたいと思いますので、展示が必要であるという御意見を先にお伺いしたいと思います。

(佐久間委員) 私は必要があると思います。なぜかと言いますと、私が被爆者だからというのではなくて、私たちは、広島を訪れる観光客の方に、被爆の実相とか平和の話はしますけれども、実際にこの原爆が投下された時、どのような営みがあり、この人たちはどうしたんだろう、そしてその後、どうなったんだろうということをやはりちゃんと私たちはつかむ必要がある。そのためにはやっぱり実際どうなっていたのかという、そのものというのは難しいと思いますけれども、そのあたりをやはりきちんとつかんでこないと、後世に原爆の恐ろしさ、核兵器をなくしていくということにつなげていかなければ、ヒロシマの意味がないというふうには私は思っています。以上です。

(箕牧委員) 佐久間委員と同じように、展示は必要だと思うんですが、やはり1945年8月6日以前の当時の暮らしを再認識をすることは非常に大切だというふうに思っています。ただ、私は法律的にはよう分らんのですが、掘って、何か出たときに、これは当時私がいたんだから、私のものですよというような話が出たときにはどうなるんですかね。

(三浦座長) それはまた別な話で、今日は、ぜひとも発掘して展示をする必要があるのかど

- うかということをおっしゃっていただきたいと思うんですが。御意見ないですか。
- (箕牧委員) じゃあ、今言ったように、1945年8月6日以前のね、庶民の暮らしはどうだったというようなことを知るためにも、展示は必要だというふうに考えます。
- (福島委員) やはり、本物を見せるというか、一部分でもいいから見せるということ。今、鈴木委員も言われたように、壊してどうこうという問題があるのは分かりますが、やっぱり本物をわずかでも見せるということは大事ではないかと。各委員が言われたように。どこの場所でそれが可能なかは分かりませんが。維持管理とかその他いろんな問題があると思いますので。しかし、せっかくこういう機会を立て直すわけですから、原爆を受けた当時のもの、層とかいろんなものが現実に生で見られるのと、お話を聞くのと、画像で見ると、やはり違うと思うんですね。やはりそこへ来られた方に、本物を、現状を見ていただくということは、非常に後世にとってもいいことじゃないかなと私は思いました。
- (鈴木委員) 展示そのものには反対しているのではありません。私も平和記念資料館(本館)の下の遺構は何度も拝見しました。それで、拝見させていただいたときも、広島市文化財団の方にこれ何とか現地で残せないのかというお話を何度かいたしました。それで、耐震工事のための調査なので、残すことは極めて難しいというお話も伺いました。そういつた中で、展示も必要だと思います。やっぱり、皆さんもおっしゃるように、私も。私は広島の生まれではないんですけども、この場所で、どういう営みがあったかということ、来ていただいた方に、直観的に体感していただくためには、何らかの展示が必要だというふうに、遺構を最初に見たときに思いました。残念ながら、平和記念資料館(本館)の地下を残すことができなかつたんですけども、それをずっと発掘調査しましたので、例えば、検討していただきたいのは、まず、その発掘調査のデータに基づいて、まあそれが現地になるか、少し場所を移すかは分からないけれども、新たに発掘調査することなく、平和記念資料館(本館)の地下のこれまでの調査のデータで、何らかの展示がまずできないのかどうか。それが難しいということであれば、新たに別の場所で試掘調査をするという順番ではないかなと思った次第です。
- (事務局) 先ほど鈴木委員がおっしゃったことに関連しまして、本館下から出た遺構等につきましては、できるものは保存いたしまして、今、一部を、平和記念資料館のほうで、展示はさせていただいているところでございます。今後、文化財団において調査を続けていただいておりますので、そういったものの全容が明らかになったときに、また、例えば(平和記念)資料館の企画展示であるとか、そういったことにおいて、本館下の遺構を使って伝えていくということは、しっかりやっていきたいと考えております。
- (三浦座長) はい。皆様方の意見をお聞きしますと、やはり、原爆投下以前で、そこに平和に暮らしていた市民の方々の生活の暮らしぶり、若しくは投下時の人々の営みを知るために、しかも実物を見せる、要するに現場を見せる、本物を見せる、要するに実物だけが持っている力が非常に強いので、それをぜひとも見せてあげたいという御意見と、それからもう一つの意見としては、ほかのやり方もあるだろうということのようでありまして、もう少しその辺の議論を深めていただきたいと思います。要するに実物でなければだめだということについて、若しくは実物でなくてもいいだろうと、その辺のことにつきまして、皆様方の御意見をお聞きしたいんですが。
- (高妻委員) 必要か不要かという議論だと思うんですけども、その前に、やっぱり、意義があるのかどうか、どこに意義を見出すのか、それが非常に重要なところで、例えば、本物を見せるほうがいいんだという、その必要性があるんだということになれば、これは、例えば現地で大地から切り離すことなく本物を見せるということが技術的に不可能であった場合に実現しないんです。ところが、この遺構については、大地から切り離して、移設をして、安定した環境に持って行ってそこで見せるということであれば、これは遺構というか、大地から切り離してしまっていますので、その現地性については申し上げられませんが、当時の生活をしてきた実物というものを、ある場所で、見ることができるということは実現できます。ただそれは、遺跡としての考え方というのと

はちょっと異なるものが出てきます。その辺の考え方を整理していかないと、片方としては名勝としての指定があって、おそらく史跡には指定されていない状況ですよ。その中で、しかし我々は被爆遺構という史跡に使うような言葉を使っている。ということは、そこに何がしかの考え方というのを盛り込んでいるんですから、その辺の考え方をきちっと整理して、意義があるとし、いろんな展示方法のことが書いてありますので、この可能性を残しながら、どういうふうな方向とするか、やはりこうきちんと議論をする。ただ、必要か不要かという二者択一の議論ではなくて、どういう意義があって必要なのだというふうな流れというものを作っていただきたいなと思います。

(三浦座長) はい。今日は、遺構展示が必要かどうかを明らかにしたいと思っているわけなんです。確かに高妻委員がおっしゃるように、実物を見せるのが目的なのですが、実物を見せるのが技術的に不可能なものもある。そのものを取り上げて展示をする、結局は実物を見せているのには違いないかもしれないけれども、その現地には置いていないと、そういった技術的な問題がいくつか出てくるだろうとは思いますが、今日の議論としましては、この「実物」といっても、どちらかという「場所」ですね、遺跡の考えですから。その「場所」自体を、要するにその「場所」でどういう営みがあったのか、どういう悲惨なことがあったのかを見ていただくために、その実物の「場所」を分かるようにしていただきたい。逆に、その保存上の問題があるような遺物につきましては、レプリカ等で置き換える、若しくはVR等に置き換える等のさまざまな技術を使って、何とかこの実際の「場」を皆さん方に体験していただきたいと、たぶんそのような意図だと私は思うのでございますが、皆様方もその辺のことについてしっかりと御意見をいただきたいと思うのですが、どうでございましょうか。

(佐久間委員) 私は、実際というか、ありのままを見ていただきたいということなんです。ただ実際には障害物がいろいろあったりして難しい。また、訪れる人たちに実際に見てもらって、どのあたりが一番見やすいのかということも考えたりしますと、やっぱり「移動」ということも有り得る。ですから、そのあたりも含めて、絶対そのものがそこになくはないといけないというものではないと思いますけれども、できるだけ動かさないというのが必要だと思うんですけれども、しかし、そうでなくて、移動してもやればいいんじゃないかと私は思っています。

(三浦座長) この発掘をして実際の物をその場所で、ただしその場所で保存できない物につきましては、それは無理な話ですから、その場所で見せられる物につきましては、展示をしたい。これがこの委員会の本来の目的でございますけれども、細かい方法につきましては、今日は、議論の余裕はないと思います。いずれにしても、二者択一といってもこの展示が必要である、若しくはなぜ展示をするのかという意義がはっきりすれば、これは展示をするということになりますけれども、その意義というのがあいまいな状態では、発掘してまで、物を劣化させてまで展示をする必要はないだろうと、そうなるわけなんです。したがって、皆様方十分意見をおっしゃったとは思いますが、より深めていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(鈴木委員) 現地に残すということが重要だと私も思います。ただ、現地にどのような形で残すかというのが難しいんですけれども。また、平和記念資料館本館にこだわりますが、というのも、既にあそこは発掘調査されておりますので、図面とか写真とか、3Dのデータもございますよね。そういったものから、例えば、本館下ピロティの部分ですので、景観上とか平和記念公園としてのとか、そのあたりのことはちょっと置いておいて、本来あるべき場所に、発掘調査で得られた3Dのデータや写真などからレプリカを作って、それで、その被爆の実態が分かるような状況で遺構を展示するというような方法も一つの選択肢としてあるのではないかと思います。

(三浦座長) はい、確かにそれはそうでございますが、その場合ですと、実物ではなくて、幻想を見せているということで、やはり実物の持っている力というのを、先ほど伺いますと、多賀委員や福島委員もそういうふうにおっしゃっていましたが、どんなものでございましょうか。要するにVR等、要するに映像等で代替できるものかどうか。

(多賀委員) 先ほど鈴木委員がおっしゃった3D…。

(鈴木委員) 私が言ったのはレプリカです。例えば、今は石が敷いてありますけれども、あそこを例えばガラスにしてしまっただけで、発掘調査で顕れた遺構が上から見えるような状態にする、そういったことを選択肢の一つとしてはいかがですか、ということです。

(三浦座長) ガラス張りにして下を見せるという。

(多賀委員) まあ、現場では。

(三浦座長) 現場ではありますね。

(多賀委員) 私も、文化財団の学芸員の方から3D画像を見せてもらって、驚愕しました。驚きました。今はこんなものができるのか。実際にその場で発掘している様子が体感できるように素晴らしいものだ。これはまあ、あくまで映像ではあっても、本当に現場に、そこにいて、感じるような力を持っているなと思いました。どうしても難しかったら、まあ、そういうこともあるという。

(三浦座長) 鈴木委員の提案、大変素晴らしいものでありますけれども、いくつか課題がありまして、まずは(平和記念)資料館(本館)自体が重要文化財に指定されておりますので、したがってその床面といえども、あれは重要文化財の一部でございまして、そこに穴を開けて下をガラス張りに見せることがいかどうか。それからもう一つは、(平和記念)資料館のピロティを含めて「名勝」なんです。要するに庭としての、公園としての価値になっていまして、結局、丹下健三が意図した、まあ当時そういった技術がなかったからやらなかったのかもしれませんが、その丹下健三が平和記念公園を設計した意図に反した形の景観になる可能性もありますので、たやすそうではありますけれども、今後の課題として、これはまた別の問題として検討していただきたいと思ひまして、この委員会では、この意見はお聞きはしますけれども、本質的な解決にはなっていないような気がいたしますけれども。申し訳ありませんが、どうでございましょうか。

で、今のところ、実物を見せる、要するに本物の力を使うというのはどうかと。

実物といっても、やっぱり動産と不動産は分けるべきでございまして、要するに地面にくっついていてものは、これは動かさませんけれども、例えば遺物として上に載っているもので、しかも有機物系で非常に不安定なものにつきましては、そこに置いておくということは絶対的に不可能でございまして、それまでその場に置いて展示するという話には、この委員会では、そもそもならないと思ひます。だから、その辺の懸念はなさる必要はないと思ひます。

(高妻委員) 「実物」ということで、その「実物」の意義になってくるんですね。どうしても「実物」となると、それを展示したいという流れになってしまいますので。だから、問題は、今、発掘調査をしなければ、その実物を見ることはできないという状況なんですね。原爆ドームは少し除いておいて、当時の被爆の状況であるとか、あるいは、被爆した面、さらに少し下げると、その当時の生活面が出てくる。これは発掘調査をしないと出てこない。実物というのは、現状では見ることはできない。だから、なかなか伝えることができませんよ、これを、発掘調査をすることによって、いろんな情報をとにかく集めます、その情報を集めた結果、レプリカみたいなものを作って展示ができますよ、と。これも一つの手段だと思ひますし、思い切ったことにならざるけれども、やっぱり遺構を見せようよということで、公園のこの設計の趣旨というものを無視することはできないということであれば、公園の表面的な景観というのは変えずに、地下の展示とする。ただし、地下の展示をするときに、必ず水との縁を切らないと(※)、これは実現しませんので、三方すべて(縁を)切った上で、安定な処置をして、そこで地下の施設に下りて見ていただくといったようなことも、かなりお金もかかりますし、相当な時間がかかりますけれども、そういったことも可能になる。とにかく意義としては、現状を見ることができないものを、発掘調査をして、きちんとした情報を集め、その結果、その意義、地下の被爆当時の状況、あるいは被爆以前の町並みの状況というのを展示するという方法をどういうふうにして考えていきますか、現物を(展示)できるんじゃないか

という方法も出てくるでしょうし、そこにいろんな選択肢が出てくると思います。ただ、「意義」というのを、僕はまずは、現状では実物を見るができない、だからそれを見る手立てとしては、発掘調査をきっちりやって、しっかりとやって、情報を取った上で、それから展示ということを考えていきましょうという、その「意義」でいいんじゃないかなと思うんですけど。

【事務局注釈】

※縁（えん）を切る——二つの部材や建物など構造物同士が、互いに影響を与え合わないような細工をすること。

(福島委員) 今言われたように、僕自身は本物という考え方。皆さんもそうだと思います。それで、広い範囲というのは難しいと思うんですね。今ここにも書いてありますが、劣化とか風化とかいろいろなことが起きてくる。要するに、わずかなスペースでいいから、本物を見られるように。発掘して地下に置くんですかね。こういう形で、そこで以前は生活していた、それが原爆のあれでこうなったというのが、現物で。とにかく、大きさとかどうこうではなく、それがやれるところを、そしてどこの部分がそういう形のもので残せるのか、これは専門家をお願いしたいことです。我々委員としては、本物をぜひ取り上げてほしいというのが一番なんです。その後のことは、次の段階で考えていけばいい。今は、僕は一つに絞って進めていって、結果こうだから、それは考え直さなきゃいけないというふうに考えていったほうがいいんじゃないかと思います。

(箕牧委員) あの想像を絶するような爆風、熱線に遭った物の展示は、やはり、世界の人々に訴える力が私はあると思うんですよ。今、(平和記念)資料館には有名な三輪車が展示してありますが、今から発掘するものは、鉄類は当然錆びておりますから、なかなか原型はとどめるところもあるかもしれませんが、やはり現物を、当時の原子爆弾に遭った物を、できるだけ展示するようにしてはどうかと思います。

(三浦座長) この考古学の遺跡というのは、先ほどおっしゃられたように、発掘することはすなわち破壊行為です。発掘すれば、必ず劣化します。埋めておけば、未来永劫とはいかないですが、ずっと先まで伝えられますけれども、発掘して展示すれば、どんどん劣化してその物の寿命を短くするというので、なかなか発掘展示というのは躊躇されるところがあるので、この(旧)中島地区の遺跡の持っている本質的な価値をもう少し考えていただきたいと思うんです。

例えば、この、地下に埋もれている遺跡を、例えば千年、二千年後の子孫にそのまま伝えたいか。ただ埋めたままでよいと、そういう考えもあるかもしれませんが、では、実際に、地下に埋もれているこの遺構、すなわち原爆に対する許さないという、要するに世界から核兵器を廃絶するための力としては、いったいいつ要するのか。要するに未来永劫、ずっと先に核兵器がなくなってしまった時に展示しても意味がないんじゃないか。どちらかという、必要があるのは、今の世の中ではないかと思う。だから、この遺跡の持っている力を、世界のために、被爆された皆様方のために使うんだったら、先ではなくて今なのかもしれません。そういったような、ほかの普通の考古遺跡とはちょっと違う特質もあるものでございますから、その辺も併せて議論していただきたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

(鈴木委員) 今、三浦座長がおっしゃったとおりだと思うんですけども、例えば、また、平和記念資料館の話なんですけど、あそこの発掘調査で、今まで分かってなかったことが、かなりのことが分かっています。それで、おそらく、次にどこかの場所を発掘調査するとすれば、今、私たちが手にしていない新たなデータというものを手にすることができて、それは、三浦座長がおっしゃったように、核兵器を廃絶するために、その運動にかける、そういうデータになるということは十分に考えられますので、そこに発掘調査の意義というのを見出すことはできると思います。もちろん、発掘調査には慎重さを添える必要があるというのは前提としてですけども。

(佐久間委員) 被爆地ヒロシマとしての役割の中で、ほかの地域のところでも発掘調査というのはあると思うんですけども、やはりヒロシマが何を訴えようとしているのか、世

界に向かって何を訴えようとしているのか、それから、当時どういう様子だったのか、ということをお話する、そういうふうに、やっぱりやっていかなきゃ私はいけないと思うんです。この73年間、いろいろ原爆に対することがありますけれども、やはりここを、原点がどうだったのかということをはっきり残していくということが、私は非常に意義があると思っています。

(多賀委員) 先ほど、箕牧委員のほうから関連の話も出たんですが、私、会の世話人代表として非常に言いにくい面もあるんですが、でも今言っておかないと後で難しくなるかなと思うんですけれども、先ほどの所有権的なお話もありますけれども、私らの会に元住民の方も何人か存在して下さっていて、当然、元住民の方は、やっぱり自分のかかわりのある所を掘ってほしいと言う。でも、そのほかの方は、また、こっちの方とかこっちの方とか、そういう難しさというのも私たちも認識しながら、可能なら、いろんなところを発掘してみてもらえればと思いますけれども、そういう問題、要するに、ほかの考古学の発掘は私も専門ではないのでよく分からないんだけど、古代のもの（の発掘）とはちょっと違って、関わっている人が今生きているという、そのことの難しさもあると思いますので、先に言っておきます。これを何とかクリアしていきたい。考えていただければと思います。

(三浦座長) 皆様方の意見を集約いたしますと、考古学の発掘でございますから、当然慎重でしかるべきであるのでありまして、慎重に進行していくということをお条件として、これは当然のことですけれども、この被爆遺構を何らかの形で発掘して展示する、発掘して何らかの方法で展示するというところに意義がある、で、それは絶対的に必要であるというふうなまとめ方でよろしいでございますか。

《一同、承認》

(三浦座長) はい、では、皆様方、全員の賛同をいただいたと思いますので、この被爆遺構の展示について、これは必要性があるものであるということで意見が一致したということにさせていただきますと思います。

それで、もちろん、ここの場所はいろんな意味で重要でございます。一つは（平和記念）資料館（本館）の所は重要文化財でありますし、平和（記念）公園全体が国の名勝として指定されている。なおかつ、この地下に関しましては、被爆遺構として保存されるべきものである。そういったいろんな難題がありますので、実際に、被爆遺構を発掘して展示することにつきまして、どこもかしこもというわけにはなかなかいかないところもあります。ですから、これは、必要最小限、すなわち、展示をすることによって、世界平和のために非常に意義がある、そういった意義を発揮できる最小限度、なおかつ効果が十分期待できるといった範囲で実施したいと思っております。それにつきまして、これからまた次の議論に入っていきたいと思っております。

【懇談会としての意見（総括）】

◎考古学の発掘として当然慎重に進行していくことを条件としつつも、被爆地ヒロシマとして、被爆前の人々の暮らしぶりを明らかにし、原子爆弾による被害の実相を広く人々に伝え、核兵器廃絶と世界平和の実現にいかすためには、今こそ名勝平和記念公園において旧中島地区の被爆遺構を展示する必要がある。

(3) 試掘場所の提案について

○多賀委員より説明 [委員提出資料]

○意見交換

(三浦座長) ありがとうございます。今、多賀委員が紹介していただきました展示の候補地についての意見、さらには、ほかの場所について、もっとふさわしい所がほかにもあるかどうかについても併せて御意見いただきたいと思っております。

なにぶんにも、ここは、国の名勝に指定されておりますので、この候補、すべてという

わけにはとても無理なので、必要最小限度にしたいと、しかも効果がある所を選んでいただきたいと、そのように思うわけでございます。御意見ございますか。

(箕牧委員) 先ほど三浦座長がおっしゃられたように、全部というわけにはいかないと思うんですが、この13か所は、地元の方たちの要望ですか。

(多賀委員) (地元の方たちの要望) も入っています。

(箕牧委員) 先ほど三浦座長がおっしゃいましたが、例えば五百年先、千年先に掘り返しても意味がないということがありますから、いわゆるタイムカプセル的な存在の場所であってもいいんじゃないかと思いますが、どういった経緯でこの13か所になったのですか。

(多賀委員) 私の会として一つに絞って市のほうに要望するのではなくて、多様な意見があるんだということも踏まえてもらいながら出したほうが意義があるので、13か所全部調べてほしいという意味ではなくて、この間の集まりでこういうアイデアが出たのを13か所に絞って集約してみましたということです。まだほかにもあるかも分かりません。だから、最初にちょっと質問したとおり、実質、もし試掘をするなら、何か所くらい。1か所だけ狙おうかとかということにつながってくるので。

(三浦座長) どれくらいの試掘の箇所が必要だということにつきましても、この委員会で決めたいと。要するに、たくさん試掘をしなければ分からないという決定でしたら、たくさんということになりますし、遺構保存の、若しくはこの効果を考えると、そんなにたくさん必要ないだろうということもあります。で、その数につきましても、ここで決めさせていただきたいと思うので、御意見を聞きたいと思います。

(佐久間委員) 先ほど、プラスアルファと言われましたね。それで、昔の中島本町本通りですけれども、この、元安橋から本川橋の方向に向かって左側の、通りに面した所は(提案に)ないんですけども、この辺りはどうなんですかね。この辺りをというのはなかったんですか。場所はちょうど5番と6番が北側にあり、南側には何もないので、何かあったのかと思ったんですが。

(多賀委員) 中島本通りの南側については、あまり意見は出なかったように記憶しています。北側のほうにはいろいろカフェがあったり映画館があったりとか、ああいう感じでにぎわっていたという。

(佐久間委員) 私は、もし見に来られる観光客があれば、やはり通りに面していたほうがいいだろうと。それと、工事のしやすいところという面も考慮したほうがいいと思うんですが。

(三浦座長) ほかはいかがですか。新たな場所をおっしゃっていただいても結構です。それから、今、多賀委員のほうから推薦があった場所について、こちらはいかなものかと、そういう意見も併せてお聞きしたいと思います。

(箕牧委員) 私は、13番ですね。13番は絶対に試掘していただきたいと思うんですよね。子どもたちがビー玉で遊んだような場所だということを聞いておるんで、これを絶対というふうに。

(三浦座長) それで、この被爆遺構の展示につきまして、(旧)中島(地区)のこの部分につきましては、国の名勝の指定を受けています。多賀委員のおっしゃられるすべての所を展示したいのではありますけれども、この名勝の指定の根本的概念に触れる所はかなり難しいと思うんです。それに関しまして特にこの造園、景観の専門の福島委員、いかが思われますか。一応、丹下健三のコンセプトとしましては、(平和記念)資料館があり、資料館(本館)の下がピロティとあって、床が上に上がっていて、この下が透けて見えるようになっています。資料館の南のほうから、資料館の床下を通して、で、途中に(原爆死没者)慰霊碑がありますね、慰霊碑の中を通して、そのさらに先に原爆ドームが見えるように設計したのが、この公園の基本設計理念で、その基本設計理念が現代の公園としてすばらしい景観であるということで、名勝の指定になっておりますから、この名勝としての基本的価値を損ねるような所は、かなり難しいところがあるんです。そういうところも含めまして、いかがでございましょうか。

(福島委員) 建築家の先生は割と建物を重要視して、我々の緑は付随しているという感じのことをよく言われるわけなんですけれど、逆に、無と有とをいかしたものがやはり必要じゃないかというので、我々が緑をそれなりに配色するんですけれど。今までのコンテストの関係で、建物と建物とを結びつける動線の所へは何もない形のもので、13番の所はちょうど建物のわきになるんですかね、一応。だから、ここの建物との折り合いで、まあ問題があるかどうか。国際会議場ですから、見る位置としては割と近くだというのは分かるんです。あと、もう一点は、私は観光協会の会長もしているものですから、やっぱり各地から訪れる方が、動線で回遊できるような。1か所で固まっちゃうと非常に混雑するわけです。今後のことを考える場合には、その辺も踏まえて、まあ工事のみやすい所ということももちろんありましょうし、その条件、土壌条件がないと、破壊される、劣化がどうこうというの、ある程度調査したら分かると思いますので、その辺も含めて、まあ、団体で、個人で、集団で、電車で来る途中へ、ぽっと、スポットのような所があったりとか。数的なものもあるので、動線で結びつけられるような形のもので、いろんな角度から見られる場所が可能であれば、考えていただいたらいいんじゃないかなと、今お話を聞きながら感じました。

(三浦座長) 今、福島委員がおっしゃいました動線というのは非常に重要でございます。丹下健三のこの平和(記念)公園のコンセプトというのは、実際に人が動くのではなくて、この視覚だけの問題で真ん中を通そうという話ですね。それから、もう一つは、それに対する東西軸との交差ということなんですが、これを動線で考えてみますと、この川の向こうに原爆ドームがありまして、原爆ドームを訪れた人が、順番にこの(平和記念)資料館まで来る間に結ぶ動線を大切にするという、そういう御意見ですね。

(福島委員) そうです。

(鈴木委員) 具体的な意見じゃないんですが、これまでの、例えば、国立(広島原爆死没者)追悼平和祈念館とか、あそこ辺りの工事で、この平和(記念)公園の中で遺構の残りがなさそうな部分とか、悪い部分、あるいは、整地されていて分かりにくいとか、そういったようなある程度の当たりと言いますか、データというものはお持ちではないですか。もちろん掘ってないので分からないとは思いますが。

(事務局) 国立(広島原爆死没者)追悼平和祈念館の工事の関係については、確かに工事の際に、そういった遺構らしきものが出てきて、その工事の関係上、やむを得ずそれを取り除いたという記録は残っているんですけど、それ以外の部分については情報があるかということ、申し訳ありません、把握できておりません。

(多賀委員) どの程度の資料が必要かということになるかと思いますが、御存じとは思いますが、この発掘の時に関わられた方が、「重ね図」を使われて、かなり記録を残されています。それから、(平和記念)資料館の企画展で取り上げられたので、調べればまだあるんじゃないかなと思います。関連で言えば、今日は名勝についての資料が出ているんですが、ほかに何か、これまで広島市のほうで、平和公園の在り方検討委員会ですか、ちょっとはっきり覚えていないんですけど、そういういろんな協議が長い間あって、平和(記念)公園が聖地かどうかとかですね、そういったことに関する資料もやっぱり見えておかないといけないんじゃないかと思ったりもしているんで、そういうのがあれば、また出していただいて、参考資料にさせていただきたいなと思っています。

(三浦座長) それで、次回に、この具体的に試掘する場所を、市のほうから提案を受けて審議することになりますけれども、なるべく今日の段階で、この試掘予定地を絞り込みたいと思うのです。それで、この(旧)中島地区の地下がどうなっているかを、かつての様子を知りたいという目的でしたら、このようにすべての所を掘るべきなんでしょうけれども、今回は、実際にこの被爆遺構を展示するのが目的なので、したがって、最終的にその被爆遺構を展示する場所を決めるために掘るということです。すなわち、今回、(旧)中島地区の地下全体を知るというのは目的とはしておりませんので、将来的な展示場所の設置をすべき所がどこであるか、どこがふさわしいのか、それをちょっと念頭に置いて、絞り込んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがでございましょうか。

それで、私のほうから本当は申し上げるべきものじゃありませんが、この名勝の指定のために、この平和（記念）公園の真ん中の軸線の所は発掘不可能となっているんです。したがって、この（平和記念）資料館（本館）と原爆ドームを結ぶこの軸線上は、現在の制度的、若しくは名勝としての意義の問題で不可能です。番号で申し上げますと、1番、2番ですね。それから、5番、8番、9番。この辺りは、この名勝の指定のコンセプトに抵触しますので、これは、発掘調査はかなり難しい。要するにそれは何のために発掘をするのかという厳然たる意義がない限り不可能でありまして、ましてやこの地下遺構の展示のためとなると、この部分は地下遺構の展示は許されませんので、そのための発掘はできません。真ん中の所はそもそも無理なので、そこはちょっと省かさせていただきたいと思いますが、多賀委員、いかがですか。よろしいですか。なぜかと言うと…

（多賀委員）かえって意義があるかも。

（三浦委員）かえって意義がある。ただ、名勝の指定の基本概念に抵触しますので、したがって、そこは展示施設を作ることとは不可能なんで、要するに、地下遺構が何であるか、どういうものが埋まっているかということをはっきりと明らかなにして、この平和（記念）公園全体の、また別の観点の保存整備のことを考えるのであれば、また意義がありますが、今回は地下遺構の展示のための発掘調査なので、したがって意義がちょっと違っておられますので、真ん中の所は、今回の議論から外していただきたいと思います。提案された内容につきましては、非常に重要だとは思いますが。だから、いずれの日にか、また、しかるべき時に検討していただければよろしいかと思いますが、今回はちょっと難しいかもしれない。

それからもう一つは、重要文化財の指定となっているこの平和（記念）資料館（本館）の所ですが、この平和（記念）資料館（本館）の両側に建っている建物、これは丹下健三の後に作っていますが、もともとの恰好は、丹下健三の設計したままにできておりますので、この部分の近くのものもちょっと困るのです。そうすると、13番と12番は、特に正面側に位置しておりますので、建物のほうの都合で、これは非常に難しいところがあります。

（箕牧委員）難しいですか。

（三浦座長）難しいんです。要するに、地下遺構の展示としては難しい。だから、この部分の発掘調査については、今回の地下遺構の展示とは全く別な話で必要になった時に、また改めて議論していただきたいと思ひまして、この部分の発掘が、全く意義がないという意味ではなくて、今回の議論においては、初めから対象外にしたいと。要するに意義の問題でございますが、申し訳ありません、それは御理解いただけませんか。

（多賀委員）では、11番も、まずいですか。

（三浦座長）10番と11番は離れていますけれども、これは併せて一緒にこの辺りというばやっとしたところで考えてみれば、10番、11番は構わないと思います。具体的にピンポイントでここと言っているところと、この辺りというそういう提案だったと思いますので、10番と11番はこの辺りというところで、ちょっと認識させていただきたいと思ひます。そんなわけで、真ん中の所と（平和記念）資料館（本館）の正面側、間近の所は、今回は、断念していただきたいと思ひますが、それでよろしいですか。

（箕牧委員）13番はやっぱり子どもたちの憩いの場所でもあるし…。

（三浦座長）おっしゃるとおり。おっしゃるとおりで、ここはぜひとも。

ただ、今回のとはまた別な話で、だから、また将来的に別のことを考えたり、企画した時に、そこを掘っていただきたいと思ひます。今回はそこを入れますと、おそらく地下展示、遺構展示自体が認められなくなってしまう。だから、今回の目的は、あくまでもこの（旧）中島地区で、昔の様相、要するに人々の暮らし、営みをやはり全世界の方に見ていただいて、原爆の悲惨さをただちに世界に伝えたい。要するに、早くやりたいんです。だからその時間的なことを考えてみると、この13番辺りは少し議論が長引きまして、ここ1年、2年、3年くらいのものにはならない。もう少し先送りをさせ

ていただきたいと思います。その辺は少し御理解を。だから、この13番の所が価値がないというのではなくて、あくまでも早急に地下遺構を見せるということについては難しいということをお理解いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それで、なるべく次回に、具体的に例えばトレンチをどこに入れるかということまで議論したいと思いますので、あまりたくさん場所がありますと、次回の議論が難しくなりますので、要するに、実際に展示場をこの辺りに作りたいと、そういう絞り込みをしたと思いますから、皆様方に、まあ、そう絞り込む必要はないという御意見もあるかと思っておりますから、併せておっしゃっていただきたいと思っております。どうですか。

(高妻委員) 私は、具体的に、どこにどう意義があるというのは言えないんですけども、発掘調査をして、先ほどの、この(平和記念)資料館(本館下)の所の遺構なんかは、新しい水道管とかということで、切られてやられてしまっている所がかなりあってですね、遺構としてちょっと見づらい、理解しづらい状況かと思うんですね。そう考えると、現状、その新しく敷設された水道管の位置であるとか、そういうことを一回洗ってもらってですね、そこを、できるだけこの遺構候補になっている所の中でも、その部分をちょっと外していただくようなことを考えていただくといいかなと思うんですけども。

(三浦座長) はい、それは、次回の委員会に資料を付けて、よろしくお願いたします。

(事務局) はい。

(三浦座長) 今、私が申し上げた所を除きますと、残っているのは、3番、4番とですね、それから6番、7番、それから10番、11番辺りが残っています。

(高妻委員) 3番は軸線上という解釈にはならないですか。

(三浦座長) 3番はやっぱり軸線に当たっていますね。

(高妻委員) もろ軸線上かと。

(三浦座長) 3番は軸線に当たりますので、3番はだめです。申し訳ございません。おっしゃるとおりです。

(多賀委員) だから意義があるんじゃないかと。

(三浦座長) ごめんなさい。申し訳ございません。3番は軸線に当たっています。失礼いたしました。それから、4番の方はレストハウスの陰になりますけれども、レストハウス自体が、これは被爆遺跡の保存建物になっておりまして、その近くだから逆に意義があるというかもしれませんが、逆にそここのところに展示物を作るとなると、地下遺構の保存のための上屋(うわや)等ができますので、逆にレストハウスの存在意義を少し低下させるような気がいたします。したがって、4番というのはレストハウスの陰にあるんですが、レストハウスの保存の問題があって、ちょっと難しいかと思うんですね。そうすると、6番、7番か10番、11番かというのが、だいたい具体的な線になるんです。一つが、今言ったように公園の名勝としての軸線の問題で、残ったのが四つくらいになってしまいます。それから、もう一つが、福島委員がおっしゃいましたように、やはりこの平和(記念)公園を訪れた人に対して、できるだけ長く、いろんなことを見ていただいて、世界平和のために考えていただきたいと、そのためには、やはりこの、原爆ドームと(平和記念)資料館をこう結んで、こう回っていただきたい、そういうふうにと考えると、10番、11番が、この6番、7番に比べて意義がかなりあるような気はいたしますけれども、その辺につきましても、ちょっと皆様方の御意見を聞きたいと思っておりますので、いかがでございましょうか。

(福島委員) それと数的なものですよ、費用の関係とか。動線もありますしね。だから、こっちの西側のほうも、たぶん、行く機会が少ないと思うんです。これがあれば、こっちにはこういうのがあるよというふうな面もあるんじゃないかと。まあ、何か所くらいが可能なかというふうなことも。まあ2か所か3か所か。

(三浦座長) それは、どちらかという、ここは意義があるから提案したいと、そちらのほうを中心に考えていただいて、あまり、その費用のことは考えられないほうが。まあ、その提案の結果、費用的に無理だという話になることもあります。最初から費用のことにこだわらないでおっしゃってください。

(福島委員) まあ、場所によって、いいように発掘できる場合と、そうでない場合がありますのでね。まあ、その辺で、あと残った所の関係を考えながら、まあ、2、3点考えたらいかがかなというふうに思います。

(三浦座長) 10番、11番というのは、この回遊性の問題、要するに人が歩くという動線について非常に意義があります。6番、7番のほうは、それにちょっと反していますけれども、もう一つ検討していただきたいのは、6番、7番で出てくる遺構と、10番、11番で出てくる遺構というのはかなり違いがあります。例えば、6番のほうですと、これは、工場の基礎が出てきます。工場の基礎というか、コンクリートの基礎が出てくるだろうと思うんです。それに対して、10番、11番のほうは、どちらかと言うと、多くの人々が平和に暮らしていた跡が出てくる。だから結局、この西側とこの東側では、出てきたものの様相が違いますので、どちらのほうが、この(旧)中島地区の特性をよく伝えているのか、若しくは原爆に対する、この悲惨さをよく伝えることができるのか、そういった効果等の勘案も必要になってくるんじゃないかと思います。例えば、両方とも必要なのかというのも御意見でしょうし、また逆に、とりあえず今回は片方だけにしておいて、もう片方は、また今後検討するというだけでも構いませんけれども、御意見ございませんでしょうか。

(鈴木委員) 以前の、平和記念資料館本館のときは材木町筋から生活の痕跡というのが比較的密度高くありました。もちろんほかの部分もございませけれども、やはり今回も、今挙げられた候補の中では、その天神町の筋が、比較的そういった今回の趣旨に合った遺構の検出というのが期待できる場所なのではないかという印象は持ちますけれど、掘ってみないと分からないところはあるんですが。

(三浦座長) 今、東側の10番、11番辺りの所という御意見ですが、ほかに御意見ないですか。特にないようでしたら、皆様方の御意見を踏まえまして、まず原爆ドームと(平和記念)資料館を結ぶ動線であること、それからもう一つは、展示をしたときに昔の人々の平和な暮らしを如実に表すことができそうであること、この二つのことを考えてみますと、この10番、11番辺り。この10番と11番は区別する必要はありませんでして、基本的には幅の狭いトレンチをずっと南北に抜いてみれば、どのあたりが一番この価値があるかというのは分かりますので、10番、11番の辺りというところで、この試掘調査の場所を、この委員会の今回の提案としたいのですが、いかがなものございませしょうか。よろしいでしょうか。

(多賀委員) 6番、7番は必要ないですか。西側のほうも欲しいんですけども。

(三浦座長) その意見をもう少ししっかりとお願いできれば、そういたします。6番、7番にどうしてもという熱い意見を聞きたいと思います。

(多賀委員) 天神町筋のところは、結構多くの方が、例えば子どもたちが修学旅行に来て、この辺でお弁当を食べながら、そのすぐそばにそれがあれば、また大きな意味があるかなと思います。でも、だからこそ、あまり人が行かないこの西側のほうに、もう一つあれば、もっと(旧)中島地区全体の被災の状況、被爆前の状況が分かるかなと思います。7番は、森永の所にコンクリートが出てくるし、「この世界の片隅に」にも出てくるから。それはちょっと時代外れかも分かりませんが、中島本町、平和乃観音(像)のある辺りはぜひ行ってもらいたいなと思います。私はやっぱり、多くの場所に行ってほしいという基本の立場で、なかなか絞るのは難しいですね。

(三浦座長) 絞るのが難しいという、それは、確かにそのとおりでございます。それで、この見学場所をですね、順番につながっていくというのは、これは回遊性の問題で一番いいというのはおっしゃるとおり。非常に重要なんです。また、逆に、6番、7番のほう、要するに西側のほうですと、だれも行かないので、そこに展示をすれば、そちらに行く人もあるだろうと、そういう御意見も非常にごもつともだと思っんです。逆に言えば、6番、7番のほうは外れているので、見ないで帰ってしまう人が多いという懸念もあるので、多賀委員のおっしゃる期待と裏腹になる可能性も否定はできないんですけども、いかがなものございませしょうか。

では、今日の委員会では、とりあえず第一候補が10番、11番辺りで、6番、7番辺りは第二候補として残しておいて、次回の委員会のために水道管がどこを通っているかなどをいろいろ考えて、それから今日はもう時間になってしまいましたので、議論がまだできていないところもありますから、次回、完全に決定したいと思います、よろしいでしょうか。

《一同、承認》

(三浦座長) はい。ありがとうございます。旧中島地区、平和(記念)公園、今のような非常に平和な状態であると思われていなかったんですが、だれが見ても平和な公園だとは見えませんが、その下に、かつての非常に悲惨な状態と、それから昔の市民の生活が残っているということで、この平和記念公園が、新たな、なおかつ本質的な価値を見出す記念的な事業になるんじゃないかと期待しております。では、今日の議事はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

【懇談会としての意見(総括)】

- ◎名勝の指定のコンセプトに抵触する場所での遺構の展示は不可能なので、試掘候補場所から除く。
- ◎委員提案箇所のうち、被爆前の生活の痕跡を検出することが期待できる10番、11番辺りを第一候補とし、6番、7番辺りを第二候補とする。
- ◎次回の委員会において、地下埋設物(水道管等)の位置なども踏まえて、試掘場所を決定する。